

連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い
(案)に対するコメント

朝日監査法人 波多野 直子

1. 「連結納税制度に基づく税効果会計の計算を合理的に行うことができると認められるとき」について

合理的に行うことができると認める場合の判断基準を明確にさせていただきたいと思います。例えば、中間末時点において付加税率についてのスケジュールリングを厳密に行うことは不可能である場合、当中間期における連結納税制度に基づく税効果会計の計算を合理的に行うことはできないと扱うのかもしくは宥恕規定を設けるのか検討していただきたいと思います。

(理由)

判断基準を示すことで会社間の処理の統一が図れるため。

2. 中間財務諸表等への開示について

中間財務諸表等に

連結納税制度の経過措置の適用の有無

承認の有無

経過措置の適用を受ける場合で、承認は受けていないが中間から連結納税制度を適用して法人税等の額及び法人税等調整額の計算をしている場合は中間財務諸表等にその旨。

経過措置の適用を受けない場合で、承認は受けていないが中間から連結納税制度を適用して法人税等調整額の計算をしている場合は中間財務諸表等にその旨。

経過措置の適用を受ける場合で、承認を受けていないので中間からは連結納税制度を適用して法人税等及び法人税等調整額の計算をしていない場合は中間財務諸表等にその旨。この場合、その年度の財務諸表等における首尾一貫の注記。

経過措置の適用を受けない場合で、承認を受けていないので中間からは連結納税制度を適用して法人税等調整額の計算をしていない場合は中間財務諸表等にその旨。この場合、その年度の財務諸表等における首尾一貫の注記。

など開示の指針は必要ないか検討していただきたいと思います。

(理由)

会社間の比較を行いやすくするため開示の指針が必要と思われるため。

3. 中間決算における簡便的な取扱いについて

中間決算において、連結納税制度を適用して税効果を計算する場合には年度決算と同一レベルの計算が要求されるのか、もしくはある程度中間の場合は簡便的な方法が認められるのか、認められる場合は具体的にどのような方法が考えられるのか(例えば付加税率の加味について簡便な方法を認めるなど)検討していただきたいと思えます。

(理由)

中間決算で他の会計処理は簡便な方法が認められており、税効果会計についても簡便法が認められていることから、連結納税制度を適用する場合も簡便な処理を認める余地があるのではないかとと思われるため。